平成２３年（フ）第６号
群馬県みどり市笠懸町久宮436番地６
債務者　西巻　悦子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第６２１号
石川県河北郡内灘町字千鳥台１丁目40番地４
債務者　大向　陽子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１７５号
福井県丹生郡越前町上山中第25号13番地
債務者　野田　英典
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５４号
福井市問屋町１丁目124番地　ラフォーレ北野506号室
債務者　田中　克也
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３号
福井県坂井市丸岡町高瀬第７号31番地
債務者　高嶋　千晶
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５号
福井市明里町11番10号
債務者　橋本　清人
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３号
福井県あわら市市姫１丁目24番18―20号　稲越団地
債務者　荒川　忠男
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８号
福井県鯖江市下野田町第31号39番地１
債務者　菱川　康介（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４号
山梨県南巨摩郡富士川町青柳町546―３、住民票上の住所山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢1514番地
債務者　深澤　謹久
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３号
山梨県甲府市城東３丁目16番30号ダイアパレス城東２―203
債務者　中村　　慎
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４号
山梨県甲斐市中下条86番地39
債務者　木内　芳文
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８号
山梨県韮崎市下祖母石2086番地１　市営祖母石住宅Ｄ棟１号
債務者　新藤　道雄
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９号
岐阜市太郎丸諏訪31番地３　メゾンエクセル土田102号室
債務者　牧野　太一
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５１号
岐阜県本巣市曽井中島2277番地
債務者　松尾　敏男
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１３号
岐阜県加茂郡川辺町比久見580番地４
債務者　佐伯　晃子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第３７０１号
名古屋市港区宝神２丁目908番地の２　宝勝ハイツ302号
債務者　加藤　友宏
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部